

平 監 発 第 1 6 号
平成 3 0 年 7 月 2 7 日



小平市長 小 林 正 則 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 永 田 政 弘

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 2 項の規定により通知願います。

定 期 監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第 2 監査の対象

地域振興部市民協働・男女参画推進課、産業振興課、文化スポーツ課、スポーツ振興担当課長及び関係課の財務に関する事務の執行及びその他の事務

第 3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年12月31日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務

第 4 監査の期間

平成30年4月13日から平成30年6月26日まで

第 5 監査講評の場所

市役所601会議室

第 6 監査の主眼

監査に当たっては、地域振興部市民協働・男女参画推進課、産業振興課、文化スポーツ課、スポーツ振興担当課長及び関係課所管の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

第 7 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部、改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

以下、項目ごとに述べるとおりである。

【指摘事項】

1 契約事務について

- (1) 主管課における物品供給契約で、同日に消耗品を分割して発注しているが、分割して発注する合理的な理由が認められないもの (市民協働・男女参画推進課)
- (2) 主管課における物品供給契約で、請書を半年以上遅れて徴取しているもの (市民協働・男女参画推進課)
- (3) 主管課における物品供給契約で、請書の日付、請書の納入期限、見積書及び納品書の收受印の日付並びに支出負担行為決議書に係る支出負担行為の日付が誤っているもの (文化スポーツ課)
- (4) 主管課における業務委託契約で、市の個人情報等のデータ提供に関する覚書の締結を行っていないもの (文化スポーツ課)

2 賃金支給事務について

- (1) 賃金の支給において、勤務時間の算定誤りによる未払い及び過払いがあるもの (市民協働・男女参画推進課)

3 旅費支給事務について

- (1) 出張に当たって、出出勤システムにおいて上司の決裁を受けず出張し、旅費が支給されているもの (産業振興課)

4 補助金等交付事務について

- (1) 事業計画変更承認申請の手続きによらず、追加交付決定しているもの (産業振興課)

5 備品管理事務について

- (1) 物品の所属換え手続きを行っていないもの (産業振興課<総務課>)

【意見・要望事項】

1 契約事務について

- (1) 主管課における物品供給契約及び業務委託契約並びに契約検査課における業務委託契約で、請書に環境により良い自動車利用に関する特記仕様書、暴力団排除に関する特約条項、消費税の取扱いに関する特記仕様書のいずれかが添付されていないものが見受けられた。適正に処理されたい。
(市民協働・男女参画推進課<契約検査課>、産業振興課、文化スポーツ課、スポーツ振興担当課長)
- (2) 主管課における物品供給契約で、請書に件名の記載のないものが見受けられた。適正に処理されたい。
(産業振興課、スポーツ振興担当課長)

(3) 主管課における業務委託契約及び物品供給契約で、契約書又は請書、仕様書及び契約締結伺書に添付された仕様書案において、記載された件名、契約期間又は納入期限が一致していないものが見受けられた。適正に処理されたい。(スポーツ振興担当課長)

2 検査事務について

(1) 主管課における業務委託契約で、業務完了報告書收受前に検査を行っているものが見受けられた。適正に処理されたい。(文化スポーツ課、スポーツ振興担当課長)

3 補助金等交付事務について

(1) 補助金に係る回議書において、小平市文書管理規程に定める保存期限の記載に誤りのあるものが見受けられた。保存期限の経過前に廃棄してしまうおそれもあることから、厳重に注意されたい。

(市民協働・男女参画推進課、産業振興課、文化スポーツ課、スポーツ振興担当課長)

(2) 補助金に係る要綱において、補助金の申請方法が現状に合致していないもの又は明記されている事業について補助が終了しているものが見受けられた。補助金をより効果的に活用できるよう、実態に即した要綱に改めるよう検討されたい。

(市民協働・男女参画推進課、スポーツ振興担当課長)

4 文書管理事務について

(1) 補助金に係る文書において、保存すべき年度の文書が廃棄されているものが見受けられた。小平市文書管理規程に基づき適正に処理されたい。

(市民協働・男女参画推進課、産業振興課)